令和元年生駒市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 令和元年11月25日(月) 午前9時30分~午前11時8分
- 2 場 所 生駒市役所 401・402会議室
- 3 審査事項
 - (1) 報告第21号 生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正 する規則の制定について
 - (2) 議案第31号 令和元年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意見について
 - (3) 議案第30号 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正 する規則の制定について
- 4 教育委員会出席者

教育長 中 田 好 昭 委 員(教育長職務代理者)飯 島 敏 文 委員 寺 田 詩 子 創 委 員 神 澤 委員 浦 林 直 子 委 員 坪 井 美 佐 委員 レイノルズあい 西井久之 委 員

5 事務局職員出席者

教育振興部長 真 銅 宏 生涯学習部長 八重史子 教育振興部次長 坂 谷 操 教育総務課長 辻 中 伸弘 教育指導課長 城 野 聖 学校給食センター所長 史 植 島 秀 こども課長 (教育振興部次長兼務) こども課指導主事 奈津子 \prod \mathbf{H} こども課指導主事 新土 和美 子育て支援総合センター所長 本 多佳子 辻 生涯学習課長 図書館長 梅 谷 信行 西 野 貴子 スポーツ振興課長 政 仁 教育総務課課長補佐 英 樹 西 山 本 こども課課長補佐 教育指導課課長補佐 伸行 田 悟 前 \blacksquare 松 こども課庶務係長 明石 友 貴 こども課保育幼稚園係長 窪 田 陽 介 教育総務課(書記) 牧井 望 教育総務課(書記) 鬼 頭 永 実

6 傍聴者 5名

- ○開会宣告
- ○日程第1 前回会議録の承認
- ○日程第2 教育長報告
 - ・令和元年度奈良県教育委員会選奨の受賞について、中田教育長から説明
 - ・生駒市教育委員会表彰の内申報告について、辻中教育総務課長から説明
 - ・令和元年度市立中学校卒業式の日程について、城野教育指導課長から説明
 - ・学校給食センター運営協議会からの給食費改定に係る提言について、植島学校給食 センター所長から説明

<参照:資料1>

- ・市立幼稚園預かり保育に係る市議会市民文教委員会の開催について、中田教育長から説明
- ○日程第3 報告第21号 生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部 を改正する規則の制定について
- ・生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照:議案書p1、資料2>

(督疑)

- 浦 林 委 員:本件は、10月からの就学前教育・保育無償化に伴う改定かと思う。教育時間内ならば、提供回数を乗じて算出するということだが、欠席したら欠席日数分を引いて算出するのか。
- 坂 谷 次 長:議案書2ページにあるように、教育認定こどもについては、欠食日数が 連続して10日以上となる場合、計算方法が変わる。月初に給食の提供 回数で徴収し、10日以上連続で休んだ場合のみ、実際の喫食日数で計 算し、返金する。
- 浦林委員:それぞれ喫食日数で計算するとなると、非常に複雑になると思ったが、基本的に小学校と同様で月額での徴収ならば、結構かと思う。
- レイノルズ・委員:10月から就学前教育・保育無償化に伴う規則を、11月に改正するとなると、今まで徴収したものから差額を返金、追加徴収し、調整するのか。

坂 谷 次 長:保護者への対応としては、改正後の内容で既に徴収しており、今回の改 正は当初の規則の表記が誤っていたためである。徴収については、返金 や追加徴収は必要ない。

審議結果 【報告のとおり承認】

- ○日程第5 議案第31号 令和元年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意 見について
- ・令和元年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意見について、坂谷教育振興 部次長、西スポーツ振興課長から説明

<参照:議案書p7、資料3~5>

(質疑)

- 寺田委員:保育所の定員の増加について、ひがし保育園を180人から200人と、20人増加した。中保育園についても、敷地が狭い中、保育室を増やしている。中保育園は実際に見たが、とても狭い中で子ども達が精一杯遊んでいる様子だった。ひがし保育園も、年長の教室が狭く、扉も一か所しかないため、避難が必要になった場合等、安全上の問題があるのではないかと危惧している。やむを得ないものだとは分かるが、その状況の中で、定員増である。今後、保育所の設備の充実について、何か計画はあるのか。
- 松田課長補佐:ひがし保育園、小平尾保育園、中保育園とも、老朽化が進んでいる。まずは、長寿命化計画について、市の施設全体の計画と同時に検討してい く予定だ。
- 寺田委員:保育所の様子を見ていると、幼稚園は環境に恵まれていると感じる。しかし、保護者の働き方の多様化に伴って、今後保育所の需要は一層高まることが見込まれる。保育所にもゆとりが必要だ。特に、0~2歳の部屋が2階になっている園もあり、有事の際に保育士が対応できるのか心配になった。安全面、施設面を、今後充実させていただきたい。
- 飯 島 委 員:定員の増員に当たっては、スタッフの数、入園者数等を検討した上で、 可能な範囲で決定していると思う。しかし、寺田委員のご発言にもあっ たように、面積だけでなく、出入口の数、保護者の送迎時の混雑、教室 を設置する階数等を勘案する必要がある。事務局では、そのような将来 的な改修が必要となる可能性は把握しているのか。
- 松田課長補佐:保育室の入口が一か所になっているというご指摘については、ひがし保 育園は元から入口が一か所だが、隣の保育室に逃げられるようになって おり、二方向避難の考えには則っている。消防等の指導の下、日常の避 難訓練も実施している。また、保育ニーズの変動についても、今後の動

向が読めない中ではあるが、先述の長寿命化計画にあわせて、大規模改 修も検討していきたい。

- 川田指導主事:避難訓練について補足させていただく。各園では、毎月必ず一度火災訓練を実施しているほか、地震、不審者に関する訓練も行っている。年一度、消防署から直接指導もしていただいており、二方向避難についても、その際、指導している。安全面については、その都度対応し、安心な園づくりをしていきたい。
- 飯 島 委 員:スポーツ施設の指定管理者について、資料4の5ページには、各評価項目とそれぞれの点数が表記されており、合計点は100点満点中78点となっている。満点のものもあれば、「運営体制(組織)・人員体制」が3.6、「将来を見据えた施設のあり方や活用方法」が3.4等、基準がどこにあるのか分かりづらい印象がある。例えば最低ラインとして、3点を下回ってはいけないなど、選定基準があれば伺いたい。
- 西 課 長:基準については、プロポーザル審査委員より、5段階評価をしていただいている。各項目3点以上、合計60点以上というのが、一つの基準となっている。
- 飯 島 委 員:今般、指定管理者の選定のために得点を付けているのかと思うが、得点 が低い部分については、指導していくことが出来るのか。
- 西 課 長:協定等を締結する中で、必要な部分の加筆を検討する。また、年に一度 モニタリングを開催しており、その際に指摘事項や要望等あれば、伝え る機会もある。
- V//M、委員:モニタリングの結果については、毎年ホームページで報告しておられる。 指定管理者にとっても改善点を把握でき、運営の改善に効果的であると 思う。また、この度生駒北スポーツセンターは、指定管理者が変更にな る。今まで「HOS生駒北スポーツセンター」として知られていたが、 この度の変更で「HOS」の名はなくなるのか。また、従業員は、一度 退職し、別の職業を探すことになるのか、あるいは新指定管理者が再度 雇用するのか。
- 西 課 長:現在は、ネーミングライツを導入しており、愛称で「HOS」を付けている。これは、現在は指定管理者からの提案であり、今年度末にネーミングライツ契約が切れる。新指定管理者も市内の他施設でネーミングライツ契約を締結したので、北スポーツクラブについても、今後ネーミングライツを使用されると考えられるが、まだ不確定であり、今からの調整となる。また、従業員については、運営上総替えはあり得ないだろう。新指定管理者から、現在の従業員に対して何らかの働きかけはあると思うが、指定管理者同士の調整となるので、事務局での把握は難しい。

- ○日程第6 議案第30号 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則の制定について
 - ・生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に ついて、辻中教育総務課長から説明

<参照:議案書p14、資料6>

(質疑)

西井委員:現状でも授業時数が不足しがちな中で、更に英語の時間が増える。この 状況で、学校がチームとして機能するための打合せ、職員会議等の時間 が取りにくくなっていく。夏期休業期間の短縮については、現場には負担がかかるが、やむを得ないと感じる。文部科学省からは、学校ですべきことを増やすばかりで、どの部分を減らすのかという議論がないので、現場のブラック化が進んでしまう。更に、変形労働時間制の導入に当たっては、追加の人件費を掛けずに労働時間を確保しようと考えているのだろうが、学校現場だけが一般の労働者と比べて週労働時間が増え、不公平な措置だと思う。ただ、本案については、授業時間のこと、子ども達の負担について考えると、やむを得ないと思う。

飯 島 委 員:資料6にあるように、先生方にとっては、負担が多くなることは避けら れない。働き方改革の必要性がある中で、夏期休業期間の短縮が、単純 に先生方の勤務時間を増やすだけという事態は避けるよう、事務局でも 尽力していただきたい。資料6には、それぞれのメリットとデメリット を提示していただいている。子どもの負担として、「夏休みの宿題を行 う時間の短縮」があるが、宿題として課すべきものを取捨選択する、検 討の機会としてとらえ、今後の夏休み期間に見合う量の宿題を課せば良 いので、子どもとしてデメリットではない。また、保護者については、 「家庭教育の場・親子での交流機会の減少」とあるが、物理的にはそう だが、学校運営協議会の設置が義務化される動向の中で、それ以前の段 階として保護者の方々が学校運営を知る、または保護者と意思疎通をは かる機会を得られたと、前向きにとらえたい。また、昭和43年の学習 指導要領の改訂に伴って、内容を若干難しくしたため、結果として授業 についていけなくなる子どもを多く生んでしまったという過去がある。 今回、必要時数を増やすことで、新学習指導要領において増加した指導 内容を吸収したという体裁であるが、どこかにしわ寄せが来てしまう。 増えた授業時数を有効に活用するためには、平日1時間増すよりも、夏 休みを1週間短くする方が、より現実的で、より教育的効果が高いと考 えられる。ただ、資料6にも記載されているように、子ども達にとって は熱中症対策が必要となり、それは先生方にも言えることだ。先生方は 授業をしながら動き回り、話している。特に3階の教室は暑いので、先

生方も疲労がたまり、作業効率が悪くなることが懸念される。今年度整備したエアコン等の適切な運用が必要になる。子ども達、先生方を疲労させないよう、事務局としても対応をお願いしたい。

レイノルズ委員:資料6は、前回依頼したメリット・デメリットを整理していただいたも のかと思う。ただ、メリットがやや多めに記載されており、偏りはある と感じる。特に、児童生徒にとっては、学校以外での体験学習の機会が 減ってしまうことが懸念される。祖父母のいる田舎に行って虫を捕まえ るなどの体験は、早朝深夜に行かなくてはならず、案外時間がかかる。 気温が涼しかったり、雨が降っても機会を逸するので、更に夏休み自体 が1週間短くなってしまうのは、大きな影響となる。また、先生方にと っては、研修が受けられない等、デメリットが大きい。前回の資料にあ った現場のご意見は、デメリットしかないようなものだった。ただ、今 般、学習指導要領の改訂に当たって、増えた授業時数を回収する方法と しては、これしかないと感じる。教職員のデメリットをいかにサポート できるかが重要だ。研修の機会を増やす方法を模索する等、サポートす る姿勢を見せて、先生方にもご納得いただいた上で夏期休業期間の短縮 をしていきたい。また、東京都足立区では、平成19年度から夏期休業 期間の短縮を実施したものの、土曜授業を実施し、授業時数が確保でき たことから、平成29年度に再度、短縮前の期間に戻した事例もある。 今回の決定は、今後揺るぎないものではなく、現段階では最善の手段と して、夏期休業期間を短縮し、その後に試行錯誤していくことができる と考えている。

飯 島 委 員:レイノルズ委員のご発言のとおり、やむを得ない決断だと感じている。 一度夏期休業期間を短縮したが、再度延長したという事例があるようだ が、それと同様に学習指導要領も10年に一度改訂される。夏期休業期 間を短縮にする等の対応を講じても、子ども達や教職員の負担が多いと いう意見があると、次回の学習指導要領の改訂の際に、何らかの改善が される。昭和43年の学習指導要領は昭和52年の改訂に当たって、「豊 かな人間性」と「ゆとり」が強調され、子ども達にもゆとりの時間が必 要という考えのもと揺り戻しがされた例もある。今回の改訂について も、現場の状況を見て、適切に変更されていくと考えられる。その場合、 夏期休業期間の短縮を必ずしも継続していくのではなく、現場の状態を 把握した上で、新学習指導要領で求められている内容を補完するために は夏期休業期間を一週間短くしなくてはならないのか、他に方法はない のか、検証する必要がある。ただ、始めから授業日数を変えずに授業時 数を増やすということは考えにくいので、このたびはやむを得ずの決断 として、夏期休業を短縮するのだと、受け止めている。個人的な経験で あるが、私の夏休みは7月28日から8月17日で、東京は一か月以上

と聞き驚いた覚えがある。長野県では、農耕のための田植え休み等の名残で、中間休みが春や秋にあり、寒中休みもあった。今ほど過酷ではないにしろ、昔から暑い中で授業をしていた実態がある。暑さ対策は、子どもにも先生方にとっても、いつの時代にも必要だ。そのことを委員としても知らなくてはならないので、今の授業の状態等、今後も相互に情報提供をしていただきたい。

寺田 委員: 夏期休業の日数にあわせて家庭は準備をする。幼稚園は毎月末に誕生会をしていて、8月末も誕生会を登園日にして実施する。その際、欠席が多いのではないかと懸念していたが、全員出席していた。2学期の始まりも、学校から知らせられれば、子ども達は登校すると思う。ただ、私が最も懸念しているのは、中学校の部活顧問の休みの問題で、吹奏楽のコンクールはお盆頃であり、休みどころがなくなる。小学校の先生方は早めに休めば良いが、最も多忙な先生が休めないまま、2学期に突入することになる。この課題を解消できない限り、先生に大きな負担を強いることになる。ただ、部活動関連のことは、県全体のことでもあるので、市だけで対応できないので、解消方法を模索していかなくてはならない。子ども達にとっては、5時間授業の日と6時間授業の日で、心の余裕もかなり違う。5時間授業の日は宿題をした後に友達と遊ぶ時間がある。心に余裕がある日は必要なので、夏期休業期間の短縮自体は必要だと思う。

中田教育長: この度、夏期休業期間の短縮は全国的な傾向だ。子どもにとってどうか、という点が最重要であり、学校運営と子どもにとってのメリットに重きを置きたい。新学習指導要領の対応に当たって、学校運営上、どこかにしわ寄せがかかっていく。日々の授業割は現状維持が望ましい。授業時数が一時間増えると、子ども達への疲労感、集中力が切れるのが問題であり、特に低学年にとっては大きな問題だ。教職員組合等の意見にあるように、確かに、この決断は働き方改革に矛盾するものだ。ただし、当市では、「教職員がいきいきと子ども達と向き合う時間創造プログラム」を策定し、約8割が既に実行されている。特に校務支援システムについても、既に導入している他市の状況を聞けば、教職員の負担が軽くなっているようだ。部活についても、外部指導員を導入していく。顧問の先生方の意識が変わり、顧問だけで見るのではなく、外部の力も借りて運営していくという考えが生じれば、大会の随行を外部指導員に依頼することもできる。事務局として、環境整備も進めているので、この際に、先生方にも意識改革をお願いしたい。

審議結果【原案のとおり可決】

○日程第9 その他

- ・12月行事予定について、辻中教育総務課長、梅谷生涯学習課長から説明 (質疑)
- 中田教育長: いこまっこチャレンジ教室でご協力いただいている奈良工業高等専門学校について、先日のロボットコンテストにおいて、優勝は逃したようだが、大賞・特別賞を受賞したとのことだ。
- 飯 島 委 員:ロボットコンテストのニュースを見ていると、大賞と優勝の両方を狙うと両方取れないことが多く、競技としての優勝よりも、ロボット自体の大賞を狙ったのだと思う。今後、いこまっこチャレンジ教室において、ロボットを持って来てもらうことは難しいかもしれないが、子ども達も高専生が作ったロボットを大変興味深く見てくれるし、様々な関心を高められると思うので、見学の機会があっても良いと思う。一度先方にも相談していただきたい。
- ・生駒市教育大綱アクションプラン【平成31年度】の令和元年9月末現在の取組状況について、辻中教育総務課長から説明 (質疑)
- レイノルズ・委員: 今年度も半分も経過していない段階ではあるが、様々に取り組んでいただいている。その他資料1の4ページにある英語教育について、英語教育推進委員会は、昨年度で一区切りがつき、今年度は英語教育担当者会議が開催されたとのことだ。各担当の先生方に、テキスト活用の周知徹底をする機会だったのかと思う。今後は、英語教育推進委員会が再度実施されるのか、英語教育担当者会議でどのような議題が挙がったのか等、詳細について伺いたい。
- 城野課長:英語教育担当者会議は、主に小中学校の連携のための場として開催している。先日、生駒中学校で、中学校英語教育研究部会主催の公開授業があり、それを小学校にも周知したところ、小学校の担任教諭が6名参加した。教師間交流が図れたと思う。また、昨年度までの英語教育推進委員会では、有識者等にご参加いただき、9年間のカリキュラムを作成した。今後、カリキュラムの浸透に向けて、より現場に近い形で教師間連携を進め、英語教育を一層推進していきたい。
- V1/M、委員: 昨年度作成したカリキュラムや教材は素晴らしいので、活用していただきたい。英語教育について、今後も引き続き注視していきたい。また、3ページ「第1回ICT推進委員会を開催した」とあるが、その内容についても伺いたい。
- 城 野 課 長:各校の I C T担当者が参加し、昨年度整備した大型ディスプレイの活用 について、各学校間の情報共有をしていただいた。他校での活用事例を 自校の先生方にも共有していただいている。

レイノルズ・委員: I C T 機器環境を整備していくに当たって、先生個人によって活用度合いに差が出てしまうのは望ましくないので、引き続きお願いしたい。また、3ページの「スマートフォン適正利用推進事業」について、2016年にスマホサミットにおいて、ルールを策定したかと思うが、3年前のものなので、定期的な見直しが必要なのではないかと思う。次回スマホサミットの開催予定はあるのか。

城 野 課 長:策定後4年目を迎え、ぜひスマホサミットを開催したいと考えている。 内容としては、子どもも交えたワークショップ形式での学びがあるよう な形で開催したい。現段階では予定が無いので、来年度か再来年度を目 途に開催を目指していく。

レイノルズ委員:テクノロジーが進んでいるので、最低でも4~5年を目途に見直す必要があると思うので、お願いしたい。

中田教育長: 先の茨木県の事件については、どこで発生してもおかしくない。この機に学校現場に注意喚起をしていく必要がある。子ども達のスマホやSNSの使い方について保護者向けに注意喚起を回していただきたい。サミットの開催も必要だが、日々の啓発も丁寧にしていきたい。

神澤委員:スマホ宣言については、指針はあったか。

中田教育長: 指針はある。

神澤委員:それらを再認識していただく機会が必要だ。

坪 井 委 員: B評価が多く、厳しい印象だ。以前、委員からも意見を出し、取組を進めているのはB評価に改めるなど、中間段階での評価基準を見直していただいた。結果については別の評価をすると伺っているが、現段階でもA評価で良いのではないかと思うものもある。例えば、3ページの学校司書の配置については、取組の途中段階というものではなく、週3日で配置されているのは、A評価で良いのではないか。

城 野 課 長:ご指摘を頂いた件について、本評価は9月末段階のものである。学校司書については、週3日配置しているものの、図書館の充実については進めている段階であるという意味を込めて、B評価にしている。

坪 井 委 員:8ページの障がい者スポーツ活動の推進については、開催しているにも かかわらず、B評価になっている。

八 重 部 長:取組状況には、開催したもののみ記載しており、現段階で開催できていないものがあるので、B評価である。

浦 林 委 員:坪井委員から意見があった事業については、予定通り開催されれば、年 度末に再度評価する際には、A評価になるということだと思う。

中田教育長: そのとおりである。 9 月末時点ですべて完了している項目のみ、A評価 になっている。

午前11時8分 閉会